



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 324 和歌山県と御坊市日高川町中学校組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約
(市町村課)..... 2
- 325 和歌山県と有田周辺広域圏事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約
()..... 2
- 326 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 3
- 327 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (長寿社会課)..... 3
- 328 指定障害児通所支援事業者の廃止 (障害福祉課)..... 3
- 329 指定障害児通所支援事業者の指定 ()..... 4
- 330 指定障害福祉サービス事業者の廃止 ()..... 4
- 331 指定障害福祉サービス事業者の指定 ()..... 5
- 332 指定自立支援医療機関の指定の辞退 ()..... 5
- 333 " ()..... 6
- 334 指定自立支援医療機関の変更 ()..... 6
- 335 吉原土地改良区の役員の退任 (農業農村整備課)..... 6
- 336 清算法人吉原土地改良区の清算人の退任 ()..... 7
- 337 換地処分の完了 ()..... 7
- 338 木材業者等の登録 (林業振興課)..... 7
- 339 保安林の指定の解除予定 (森林整備課)..... 7
- 340 保安林の指定 ()..... 8
- 341 保安林の指定施業要件の変更 ()..... 8
- 342 " ()..... 9
- 343 " ()..... 9
- 344 " ()..... 9
- 345 " ()..... 10
- 346 " ()..... 10
- 347 " ()..... 10
- 348 " ()..... 11
- 349 基本測量の実施 (技術調査課)..... 11
- 350 公共測量の実施 ()..... 11
- 351 公共測量の終了 ()..... 12
- 352 紀州NET端末等更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
(警察本部)..... 12

○ 警察本部告示

- 2 交通系仮想化基盤構築委託及び機器賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 15

○ 公告

入札公告 (警察本部)..... 18

○ 諸報

入札公告 (警察本部)..... 22

告 示

和歌山県告示第324号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により御坊市日高川町中学校組合から受けた。

令和3年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と御坊市日高川町中学校組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 御坊市日高川町中学校組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、御坊市日高川町中学校組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と御坊市日高川町中学校組合組合長が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と御坊市日高川町中学校組合組合長が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県告示第325号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により有田周辺広域圏事務組合から受けた。

令和3年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と有田周辺広域圏事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 有田周辺広域圏事務組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、有田周辺広域圏事務組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と有田周辺広域圏事務組合管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と有田周辺広域圏事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県告示第326号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、令和3年4月12日まで縦覧に供する。

令和3年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

令和3年3月12日

2 名称

特定非営利活動法人伝えるアカデミー

3 代表者の氏名

堀口寛司

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市八番丁9番地 パーク県信ビル3階309号室

5 定款に記載された目的

この法人は、社会で働く成人及びこれから社会で働く未成年に対して、キャリア形成及びカウンセリングに関する事業を行い、自らの想いや考えを能動的に表現できる人を多く社会に送り出すことに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第327号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定に基づき公示する。

令和3年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	開設者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	辞退年月日
30114102 42	医療法人喜望会	笠松病院	和歌山県海南市船尾196番地	指定介護療養型医療施設	令和 3.3.31

和歌山県告示第328号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和3年4月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051000218	放課後等デイサービスゆうゆうくじら	橋本市原田84-1	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人めぐみ福祉会	伊都郡九度山町九度山527-1	令和3.3.31
3051500043	児童支援事業所「すまいる」	有田市初島町浜字砂浜1756-1	児童発達支援 放課後等デイサービス	社会福祉法人有田ひまわり福祉会	有田市初島町浜字砂浜1756-1	令和3.3.31
3051500126	児童発達支援センターさくらんぼ園	有田市山地字中ノ瀬18番地	児童発達支援	特定非営利活動法人さくらんぼ	有田市星尾450の2	令和3.3.31

和歌山県告示第329号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年4月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051000242	放課後等デイサービスゆうゆうらっこ	橋本市東家790-5	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人めぐみ福祉会	伊都郡九度山町大字九度山字527番1	令和3.4.1
3051500134	児童発達支援センターさくらんぼ園	有田市山地字中ノ瀬18番地	児童発達支援	社会福祉法人桜樹	有田市山地字中ノ瀬18番地	令和3.4.1

和歌山県告示第330号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和2年4月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012520189	NPO法人くまさん	東牟婁郡串本町潮岬207番地の1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	特定非営利活動法人くまさん	東牟婁郡串本町潮岬207番地の1	令和3.3.5
3011400128	社会福祉法人海南市社会福祉協議会	海南市日方1519-10	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	社会福祉法人海南市社会福祉協議会	海南市日方1519-10	令和3.3.31
3012200295	ささゆり作業所	田辺市面川1453-3	就労継続支援B型	社会福祉法人大塔あすなろ会	田辺市木守339	令和3.3.31
3012250035	アルファ田辺	田辺市高雄一丁目23番1号	就労継続支援B型	特定非営利活動法人アルファ田辺	田辺市高雄一丁目23番1号	令和3.3.31

3012250 100	ふたば作業所	田辺市文里2丁目6-2	就労継続支援B型	社会福祉法人ふたば福祉会	田辺市文里1丁目15-13	令和 3.3.31
3012250 126	あすなる木守の郷	田辺市木守339	短期入所	社会福祉法人大塔あすなる会	田辺市木守339	令和 3.3.31
3022250 454	ホームきらり	田辺市新庄町3394	共同生活援助	社会福祉法人南紀のぞみ会	田辺市たきない町21-38	令和 3.3.31
3012250 589	ケアセンターめばえ	田辺市芳養町808-35 エクセルピュア1F	同行援護	合同会社SeeD	田辺市芳養町808-35 エクセルピュア1F	令和 3.3.31
3012125 096	由良みのり園	日高郡由良町吹井949	就労移行支援 就労定着支援	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	令和 3.3.31
3022500 031	暖海ハイツ	東牟婁郡太地町太地2995-1	共同生活援助	社会福祉法人いなほ福祉会	東牟婁郡那智勝浦町中里575	令和 3.3.31
3012520 353	暖海ハイツ短期入所	東牟婁郡太地町太地2995-1	短期入所	社会福祉法人いなほ福祉会	東牟婁郡那智勝浦町中里575	令和 3.3.31
3022500 023	ミサキハイツ	東牟婁郡串本町潮岬430-1	共同生活援助	医療法人芳純会	東牟婁郡串本町潮岬417番地	令和 3.3.31
3012300 442	さら介護サービス	新宮市別当屋敷町6番地の4	同行援護	有限会社さら	新宮市別当屋敷町6番地の4	令和 3.4.1

和歌山県告示第331号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年4月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日
3012250 712	アルファ田辺	田辺市高雄一丁目23番1号	就労継続支援B型	特定なし	社会福祉法人南紀のぞみ会	田辺市たきない町21番38号	令和 3.4.1
3012250 720	ささゆり	田辺市木守339	生活介護	知的障害者	社会福祉法人大塔あすなる会	田辺市木守339	令和 3.4.1
3022520 328	暖海ハイツ	東牟婁郡太地町太地2995-1	共同生活援助	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	特定非営利活動法人七彩会	東牟婁郡太地町太地2973-4 いさなの宿白鯨内	令和 3.4.1

和歌山県告示第332号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり指定の辞退があったので公示する。

令和3年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	辞 退 年月日
有限会社切目屋薬局	新宮市大橋通り3丁目1の5	-	脇村弥生	令和 3. 3. 31

和歌山県告示第333号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり指定の辞退があったので公示する。

令和3年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	辞 退 年月日
TRYAD合同会社	東牟婁郡那智勝浦町字久井1730-324	リハビリ訪問看護センターやたが らす	令和 3. 2. 25
有限会社切目屋薬局	新宮市大橋通り3丁目1の5	脇村弥生	令和 3. 3. 31

和歌山県告示第334号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和3年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
株式会社彩園	和歌山市鳴神870-1	医療機関の所在地	和歌山市西高松2丁目1 5-5	和歌山市鳴神870-1	令和 3. 3. 11

和歌山県告示第335号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、吉原土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和3年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（令和3年1月24日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	宮前貴行	有田郡有田川町大字吉原1252番地
理事	細田徹治	有田郡有田川町大字吉原1213番地
理事	川村雅夫	有田郡有田川町大字吉原861番地3
理事	中西弘	有田郡有田川町大字吉原830番地
理事	白倉敏照	有田郡有田川町大字吉原583番地

理事 寺杣進 有田郡有田川町大字吉原667番地
 理事 山田哲司 有田郡有田川町大字吉原1803番地
 理事 佐々木寿夫 有田郡有田川町大字下津野1118番地7
 監事 寺杣卓明 有田郡有田川町大字吉原1341番地1
 監事 高垣和彦 有田郡有田川町大字吉原799番地

和歌山県告示第336号

清算人吉原土地改良区の清算人が退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により公告する。

令和3年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した清算人（令和3年1月24日退任）

氏 名	住 所
宮前貴行	有田郡有田川町大字吉原1252番地
細田徹治	有田郡有田川町大字吉原1213番地
佐々木寿夫	有田郡有田川町大字下津野1118番地7
川村雅夫	有田郡有田川町大字吉原861番地3
中西弘	有田郡有田川町大字吉原830番地
白倉敏照	有田郡有田川町大字吉原583番地
寺杣進	有田郡有田川町大字吉原667番地
山田哲司	有田郡有田川町大字吉原1803番地

和歌山県告示第337号

令和3年2月16日付けで認可した橋本市営換地計画（西畑地区）については、換地処分が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

令和3年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第338号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和3年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の所在地
1024			令和3.3.9	海南市扱沢74	木村林業 木村陽平	木材	海南市扱沢74
1025			令和3.3.9	和歌山市向8-15	辻恒治	木材	和歌山市向8-15

和歌山県告示第339号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和3年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市中辺路町小松原字柿木467の6、467の13、478の4、478の7、478の10（次の図に示す部分に限る。）、490の2、490の4、492の3、492の5から492の7まで、495の2、495の6
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第340号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字北野川字宮ノ下178・185の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第341号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業

局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第342号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和3年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第343号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和3年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第344号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和3年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第345号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第346号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第347号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和3年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第348号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和3年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第349号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（国土広域情報修正）
- 2 作業期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県内全域

和歌山県告示第350号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省国

土地院院長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県内全域

和歌山県告示第351号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき防衛省近畿中部防衛局長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 令和2年9月1日から同年12月18日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市園部地内

和歌山県告示第352号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、紀州NET端末等更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和3年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等
 - (1) 調達役務の名称
紀州NET端末等更新委託及び賃貸借業務
 - (2) 調達役務の仕様等
紀州NET端末等更新委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- 2 一般競争入札に参加する者の資格
 - (1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。
 - ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
 - イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
 - ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
 - エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
 - オ この入札に係るシステム更新業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から起算して過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。
なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。
（ア）通信事業者の回線に接続するためのネットワーク機器及び端末装置を用いたWAN（Wide Area Network）方式によるネットワークシステムを構築し、又は再構築した実績を有すること。
（イ）拠点数が10拠点以上のネットワーク機器及び500台以上の端末装置を設定、かつ、構築又は再構築をした実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から起算して過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア） 端末装置及びネットワーク機器について、リース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。

（イ） （ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のオからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム更新業務を担当する者は（1）のオ及びキに掲げる要件を、賃貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでない場合

（ア） 競争入札参加資格審査申請書

（イ） 事業経歴書

（ウ） 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（エ） 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（オ） 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

（カ） 使用印鑑届

（キ） 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

（ク） 誓約書

（ケ） 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

（コ） 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

（サ） 2の（1）のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から起算して過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

（シ） 2の（1）のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から起算して過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(ス) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

- a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
- b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の（ア）、（コ）及び（ス）から（ソ）までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、（サ）の書類についてはシステム更新業務を担当する構成員が、（シ）の書類については貸借業務を担当する構成員が提出すること。

また、（イ）から（ケ）までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）

(コ) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(サ) 2の（1）のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から起算して過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(シ) 2の（1）のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から起算して過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(ス) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

- a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
- b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(ソ) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、（1）のア又はイに掲げる（イ）から（オ）まで、（キ）及び（ク）の申請書類に代えることができる。

(3) (1) のア及びイに掲げる（ア）、（イ）、（カ）、（ク）、（ケ）及び（サ）から（セ）までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和3年4月2日（金）から同月19日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和3年4月2日（金）から同月20日（火）までの間に和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、令和3年4月2日（金）から同月23日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和3年4月23日（金）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

情報管理課

和歌山市西46番地の1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和3年5月11日（火）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、令和3年5月21日（金）午後5時までに書面により求めることができる。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和3年5月25日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、交通系仮想化基盤構築委託及び機器賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和3年4月2日

和歌山県警察本部長 親 家 和 仁

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

交通系仮想化基盤構築委託及び機器賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

交通系仮想化基盤構築委託及び機器賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム構築業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）VMware社「VMwarev Sphere」による仮想化サーバをHA（vSphere High Availability）を用いた構成により構築した実績を有すること。

（イ）VMware ESXiによる2台以上の構成での仮想化マシンを構築した実績を有すること。

カ この入札に係るシステム賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）サーバ及びストレージ装置について、リース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、履行した実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のオからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム構築業務を担当する者は（1）のオ及びキに掲げる要件を、賃貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでない場合

（ア）競争入札参加資格審査申請書

（イ）事業経歴書

（ウ）法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（エ）印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（オ）直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (ク) 誓約書
- (ケ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- (コ) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
- (サ) 2の（1）のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (シ) 2の（1）のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
- (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
 - a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
 - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。
- イ コンソーシアムとして申請する場合
 - 次の（ア）、（コ）及び（ス）から（ソ）までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、（サ）の書類についてはシステム構築業務を担当する構成員が、（シ）の書類については貸借借業務を担当する構成員が提出すること。
 - また、（イ）から（ケ）までの書類については構成員ごとに提出すること。
- (ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- (エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (ク) 誓約書
- (ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）
- (コ) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
- (サ) 2の（1）のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (シ) 2の（1）のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以

内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(ソ) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1) のア又はイに掲げる(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)の申請書類に代えることができる。

(3) (1) のア及びイに掲げる(ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ)及び(サ)から(セ)までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和3年4月2日（金）から同月19日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和3年4月2日（金）から同月20日（火）までの間に和歌山県警察本部交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、令和3年4月2日（金）から同月23日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和3年4月23日（金）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

交通企画課

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-7534

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和3年5月11日（火）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、令和3年5月21日（金）午後5時までに書面により求めることができる。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和3年5月25日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

入 札 公 告

紀州NET端末等更新委託及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和3年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和3年度から令和8年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

紀州NET端末等更新委託及び賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 紀州NET端末等更新委託業務

契約日から令和4年3月31日までの間

イ 紀州NET端末等賃貸借業務

令和4年1月1日から令和8年12月31日までの間

(4) 調達役務の仕様等

紀州NET端末等更新委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和3年和歌山県告示第352号に規定する紀州NET端末等更新委託及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）

和歌山市西46番地の1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

(2) 期間

令和3年4月2日（金）から同月19日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 日時

3の（2）に同じ。

(2) （1）により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和3年4月2日（金）から同月20日（火）までの間に情報管理課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

令和3年5月26日（水）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和3年5月25日（火）午後5時までに情報管理課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

13 契約方法

契約は、落札者と行うものとする。

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - ア 名称
和歌山県警察本部警務部会計課
 - イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110 (代表)
ファクシミリ番号 073-423-0120
- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :
Renewal of Wakayama Prefectural Police Information System, "Kishu NET", and equipment lease
- (2) Time limit for tender :
11:00 a.m. Wednesday 26 May 2021 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Tuesday 25 May 2021)
- (3) Contact point for the notice :
Wakayama Prefectural Police Headquarters
Police Administration Department
Finance Section
1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120

諸 報

入 札 公 告

交通系仮想化基盤構築委託及び機器賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和3年4月2日

和歌山県警察本部長 親 家 和 仁

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和3年度から令和8年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

交通系仮想化基盤構築委託及び機器賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 交通系仮想化基盤構築委託業務

契約日から令和4年3月31日までの間

イ 交通系仮想化基盤機器賃貸借業務

令和4年1月1日から令和8年12月31日までの間

(4) 調達役務の仕様等

交通系仮想化基盤構築委託及び機器賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和3年和歌山県警察本部告示第2号に規定する交通系仮想化基盤構築委託及び機器賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-7534

(2) 期間

令和3年4月2日（金）から同月19日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

- (2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和3年4月2日（金）から同月20日（火）までの間に交通企画課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

令和3年5月26日（水）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和3年5月25日（火）午後5時までに交通企画課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、交通企画課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

13 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction of Virtual Server Infrastructure of Wakayama Prefectural Police traffic information management system, and equipment lease

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Wednesday 26 May 2021 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m.

Tuesday 25 May 2021)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120